

地方の発意で地域の課題を解決する「地方分権改革・提案募集方式」

○地域の課題に向き合った時に、「国の制度で決まっているからそれは出来ない」、「国の制度に応募する際、提出する資料が多すぎて大変」等の壁にぶつかったことはありませんか？

○内閣府では、国の制度改善等の提案を自治体等から出していただき、国の制度の見直し等を行う「提案募集方式」を平成26年より導入し、地域の課題解決や、住民サービスの向上等を推進しています。

○あなたの発意による提案で、地域の課題を解決できる可能性があります。
提案募集方式の活用と一緒に考えてみませんか？



「提案募集方式」の大きな特徴

特徴 1

地方の支障解決に向けて内閣府が調整！
内閣府が地方との間に立ち各府省と調整します

特徴 2

提案実現率が高い！

各府省との調整対象の提案のうち、約9割を実現・対応しました(H29・H30実績)

特徴 3

提案内容のご相談は1年中受け付けています！
担当者原案の段階から、提案内容を内閣府に簡易相談できます

特徴 4

「伴走型支援」で内閣府が手厚く支援！
内閣府が全国どこでも伺い、制度からノウハウまでお伝えします



提案募集方式を深く知るには

1. 地方分権改革・提案募集方式ハンドブック 提案検討のノウハウが満載
2. 地方分権改革・提案募集方式 取組・成果事例集 住民サービス向上等の取組・成果事例
3. 提案募集方式データベース 提案検討時に過去の提案が検索可能
4. 地方分権改革 e-ラーニング講座 有識者を講師とした動画講座
(地方創生カレッジ)



ホームページはこちら



お気軽にご相談ください！

内閣府 地方分権改革推進室 地方支援担当
分権提案支援ダイヤル：03-3581-2484
メール：gchihobunkan@cao.go.jp
ホームページ：<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/>



地方の発意で地域の課題を解決！

地方分権改革

「提案募集方式」の

活用と一緒に考えてみませんか？

「提案募集方式」による地域課題解決入門ガイド



地域の課題を解決するための提案を地方から出していただく制度が「提案募集方式」です

地域の方々の声から地域の課題やニーズを自治体が把握し、地方から内閣府に提案を出させていただきます。提案は有識者会議等の審議や各府省との調整ののち対応方針を閣議決定し、その後必要な法改正等が行われます。



提案募集の対象

- ・地方公共団体への事務・権限の移譲
- ・地方に対する規制緩和(義務付け・枠付け及び必置規制の見直し)
※国・地方の税財源配分や税制改正、予算事業の新設、国が直接執行する事業の運用改善、現行制度で対応できる場合等は、提案の対象外

提案募集方式の主体

- ・都道府県及び市町村(特別区含む)
- ・一部事務組合及び広域連合
- ・全国の連合組織
- ・地方公共団体を構成員とする組織



救急隊員
准救急隊員



病児保育室 小児科
駆けつけられればOK
※病院内に病児保育施設を設置する場合

提案募集方式によって、例えばこのようなことが可能になりました

事例1 地域の実情に応じた救急隊編成基準の緩和 (西予市(愛媛県))

地域の課題

救急隊は救急車1台と救急隊員3人以上で編成しなければならないが過疎地域等では救急隊員3名を常に確保するのが難しい。

▼ 提案

提案による解決 (消防法施行令の一部改正)

過疎地域等では、救急車1台+救急隊員2名以上+准救急隊員1名以上で救急隊を編成できるようになり、過疎地域等の救急出張所でも24時間運用が可能に！

※准救急隊員は救急業務に関する基礎的な講習の課程を修了した者

事例2 病児保育における看護師等の常駐要件の明確化 (鳥取県等)

地域の課題

国の補助を受けて病児保育事業を実施する場合、児童概ね10人につき看護師等1名以上が必要だが、常時配置すべきか不明確。

▼ 提案

提案による解決 (通知)

看護師等が緊急時に駆けつけられれば、常駐の必要がないことが明確化され、医療機関併設型の病児保育施設が新たに開設できた。